〈 掲載規定 〉

- 1. 弊社は、「広告掲載基本方針」・「広告掲載基準」に基づいた広告を掲載させていただいております。
- 広告掲載基本方針

当社の媒体に掲載する広告は、以下の方針に従うものとする。

- 1. 社会の信頼に応え、真実を伝えるものとする。
- 2. 公序良俗を守り、品位を損なわないものとする。
- 3. カスタマーの安全・安心に配慮し、その利益に反しないものとする。
- 4. 社会秩序を重んじ、関係諸法規を遵守するものとする。
- 広告掲載基準

当社は、以下に該当する広告は、いかなる媒体においても掲載等しないものとする。

- 1. 以下の各号に該当すると当社が判断する広告主にかかる広告
- ① 事業内容、営業方法等が関係諸法規に違反している広告主
- ② 悪質商法を行っている広告主
- ③ カスタマーの安全・安心の観点から、著しく不適合な商品・サービスを提供する広告主
- ④ プライバシーの侵害、差別を肯定・助長する可能性が高い広告主
- ⑤ 反社会的広告主
- ⑥ 経営難により広告実現能力が欠如し、または、その可能性が高い広告主
- ⑦ 当社と係争中、または、そのおそれのある広告主
- ⑧ その他前①~⑦の広告主と関連性の高い広告主
- 2. 以下の種類に該当すると当社が判断する広告
- ① 特定の団体・個人にかかる政治・選挙に関する広告
- ② 意見広告・宗教広告等の思想信条に関わる広告
- (※)反社会的広告主とは暴力団、暴力団員等及び暴力的行為を行う者を指す
- 2. 当媒体では『掲載基準』『表記基準』『原稿制作規定』等をもうけ、これらに則った広告を掲載させていただいております。
- 3. 弊社は、お客様より当媒体への広告掲載のお申込をいただいたときは、審査を行います。お客様には、審査に必要な資料の提供や審査への協力をお願いすることがあります。
- 4. 掲載された広告の内容に関する一切の責任は、お客様に帰属します。
- 5. 当媒体への広告掲載及びそれに付随するサービスを通じて、お客様が取得される資料請求者等の個人情報につきましては、下記の遵守をお願い致します。
 - ・本人が承諾した目的以外の範囲で利用、開示しないこと
 - ・漏洩防止対策をとること
 - ・本人からの個人情報に関する問合せに対応すること

掲載規定に違反した場合、弊社はお客様への個人情報のご提供を停止、または中止させていただくことがあります。

◎お客様の個人情報の取扱いについて

お申し込みの際にご提供いただいたお客様の個人情報につきましては、細心の注意を払い取り扱わせていただきます。

- ・弊社は、お客様の個人情報を、お申し込みいただいた広告掲載、及び弊社が提供するその他サービス提供、並びにこれらに付随する業務遂行のためにのみ利用いたします。
- ・ 弊社は、個人情報を取扱う業務の一部または全部を外部委託することがあります。
- ・ 個人情報の取扱いに関するお問合せは、担当営業にご連絡ください。

プロファイルパスポートAD利用約款

<第1章 総論>

第1条(利用約款等の適用)

1 プロファイルパスポートAD利用約款(以下「本利用約款」といいます。)は、株式会社プログウォッチャーの運営するプロファイルパスポートAD(以下「本サービス」といいます。)利用にかかる契約(以下「本契約」といいます。)を締結した事業者(以下「事業者」といいます。)に対して適用されるものとします。当社所定の申込書、別途当社が事業者に提示するセールスシート、諸規定、注意事項、サービスポリシー等(書類の名称は問わず、以下総称して「諸規約等」といいます。)も本利用約款の一部を構成するものとします。

2 当社は、本利用約款に基づき事業者に本サービスを提供するものとし、事業者は、本利用約款に定める義務を誠実に履行するものとします。

3事業者は、当社が別途提示する場合には、媒体社(次条の定義に従います。)の定める取引基準、各種規約およびガイドライン等(以下「媒体社取引基準等」といいます。)を遵守するものとします。

第2条(基本用語の定義)

本利用約款において使用する基本用語の定義は、次の通りとします。

- (1) ユーザー: インターネットや携帯電話(スマートフォンを含みます。)端末用アプリケーション等を利用する者をいいます。
- ② 代理店:事業者と契約し、事業者の広告に関する業務を行う代理店をいいます。
- ③ 事業者サイト:事業者が管理・運営するWEBサイトのうち、事業者および当社が合意して指定したWEBサイトをいいます。
- ④ バナー広告:事業者サイトまたはランディングページ(次号で定めます。)にユーザーを誘導するインターネット上の事業者の広告をいいます。
- ⑤ ランディングページ:バナー広告のリンク先となるWEBページをいいます。
- ⑥ 媒体社: 当社の提携先であり、当社から配信されたパナー広告または当社から提供された事業者情報(第19号で定めます。)を自己の管理・運営するWEBサイトに掲載する者をいいます。なお、配信されたパナー広告を当社の管理・運営する各種WEBサイトに掲載する場合、媒体社には当社も含むものとします。
- ⑦ 媒体社サイト:媒体社が管理・運営するWEBサイトで、当社からの依頼に基づきバナー広告または事業者情報を掲載するWEBサイトをいいます。
- ® タグ:ユーザーによるWEBサイトの閲覧履歴等を計測するためにWEBサイトのHTML中に挿入する文字列をいいます。
- ⑨ 事業者申込画面: 当社が定める方法に従い事業者が利用し、当社に対し本サービスの申込みを行うためのシステムをいいます。
- ⑩ 事業者管理画面: 当社が定める方法に従い事業者(代理店も含みます。)が利用し、当社による本サービスの提供に必要な
- 自己に関する情報の入力をする等、事業者が本サービスを利用するために必要な作業・管理を行うためのシステムをいいます。 ⑪ ユーザーデータ:事業者サイトを閲覧するユーザーに関するデータのうち、個人を特定することができないデータ
- (cookie、ユーザーのIPアドレス、閲覧ページ、閲覧日時、ドメインおよび広告に対する反応等を含みますが、これらに限られません。)をいいます。
- ① 事業者情報: 当社媒体サイトへ掲載される事業者および事業者の商品またはサービス等にかかる情報をいいます。

第3条(本サービスの利用申込みおよび契約の成立)

- 1 事業者は、本サービスの利用申込みを行う場合には、本利用約款および本サービスの仕組みを理解・承諾の上、当社所定の方法に従い、申込書の提出または事業者管理画面上の入力により申込むものとします。
 2 前項の事業者による本サービスの利用申込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に本契約が成立するものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業者は、当社または媒体社の取引基準等に適さないと当社または媒体社が判断した場合、本契約の成立後であっても本サービスの全部または一部を利用できない場合があることを予め承諾するものとします。

第4条(知的財産権等の帰属および権利の保証)

1 事業者は、本サービスおよび本サービスに関連して発生する著作物、システム等(本条第2項に定めるバナー広告を除きます。)についての著作権その他の知的財産権は当社または当社に使用許諾を行った第三者に帰属するものであることを確認し、いかなる目的であれ転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加等の一切の使用行為を行わないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号について確認するものとします。

①当社または委託先が制作したバナー広告のうち、本サービスを通じて事業者のために配信されたバナー広告に関する著作権その他の知的財産権は事業者に帰属すること

②本サービスを利用するに当たり事業者が当社に提供したコンテンツ(文章、画像、映像、音声、デザイン、プログラム等を含み、以下「事業者コンテンツ」といいます。)のうち、事業者または事業者に使用許諾を行った第三者(当社を除きます。)が著作権その他の知的財産権を有する著作物等に関しては著作権その他の知的財産権が事業者または事業者に使用許諾を行った当該第三者に留保されること

3 当社および媒体社は、自らまたは第三者をして、本サービスの提供に必要な範囲内で、事業者が商標権を有する商標および事業者が知的財産権を有するデザイン等ならびに事業者コンテンツを、無償で自由に使用しもしくは使用させることができるものとし、当該使用にあたり当社、媒体社または当該第三者は事業者コンテンツを自由に複製・改変・削除等することができるものとします。この場合、事業者は著作者人格権を有する場合でも一切これを行使しないものとします。なお、事業者コンテンツにつき権利を有する第三者が存在する場合、事業者は、予め当該第三者から当該使用にかかる許諾を得るとともに、当該使用に必要な権利処理の一切を行うものとします。4 事業者は、事業者コンテンツに含まれる情報が正確かつ最新であることを保証し、当社が第三者から、事業者コンテンツに参加してもいて制作および/または掲載したパナー広告、ランディングページおよび/または事業者「報の使用に関して権利侵害等の主張を受け紛争に巻き込まれた場合、事業者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決し、当社に一切の損害を及ぼさないものとします。万一、当社が当該第三者に対して損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、事業者は、当社に対し、その全額を支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を支払わなければならないものとします。

第5条(機密保持義務)

1 当社は、本サービスを利用するに当たり、事業者が当社に機密の旨書面にて明示した上で開示した情報(以下「機密情報」といいます。)を厳重かつ適正に取り扱うものとし、本サービス提供の目的以外で使用しないものとします。但し、当社は、事業者の個社を特定できない形式による統計データ等を作成し、当該統計データ等につき何らの制限なく利用することができるものとします。

- 2次の各号の一に該当する情報は、前項の機密情報に含まれないものとします。
- ①事業者から開示された時点で当社が既に保持していた情報
- ② 事業者から開示された時点で既に公知であった情報
- ③事業者からの開示後、当社の責によらず公知となった情報
- ④ 第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- ⑤事業者から開示された情報によることなく、独自に開発した情報

3 当社は、本サービスを提供するために業務上必要な範囲内で、運営子会社を含む第三者に対し、機密情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとします。但し、その場合、当社は、本条における当社の義務と同等の義務を委託先にも負わせるものとします。

4 事業者は、本サービスを通じて提供を受けた各種分析結果その他本サービスの利用を通じて知りうる当社の一般に公開していない情報(本サービスに関する情報、仕組み、ノウハウ、プログラムソース等を含みますが、これらに限られません。)の一切を第三者へ開示、漏洩してはならないものとします。

第6条(本サービスの一時的な停止)

- 1次の各号の一に該当する場合、当社は、事業者への事前の通知や承諾なしに、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとし、事業者は予めこれを承諾するものとします。
- ① 本サービスの提供に必要なシステムについて、保守または仕様の変更等を行う場合
- ② 天災地変、電力・通信サービス等社会的インフラの停止その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立により、本サービスの運営が困難もしくは不可能になった場合
- ③ 前各号のほか当社がやむを得ない事由により本サービスの運営上一時的な停止が必要と判断した場合
- 2 当社は、前項に基づく本サービスの提供停止により事業者に生じた損害につき、何らの責任も負わないものとします。
- 3 当社は、前項に加えて、媒体社サイト(Facebook、Yahoo!、Google等のWEBサイトを含みますが、これらに限りません。)の仕様変更・サービスの停止等の当社以外の第三者による本サービスの変更および提供中止についても、一切責任を負わないものとします。

第7条(システム環境の変更)

- 1 インターネットブラウザのバージョンアップ等本サービスを取り巻くシステム環境の変化に伴い、当社が本サービスのシステムを変更した場合、当該変更に伴い、事業者は、自己の費用と責任において、事業者側のシステムの変更を行うものとします。なお、当該システムの変更に伴い事業者に生じた損害(システム変更のために本サービスの全部または一部を利用できなかったことによる損害を含みますが、これらに限られません。)について、当社はなんらの責任も負わないものとします。
- 2 事業者が前項のシステムの変更を行わず、かつ当社が提案する代替手段を実行しなかったことにより、本サービスを利用できなくなった場合には、本契約は直ちに終了するものとします。但し、この場合においても、事業者は、次条に定める利用料の支払義務を免れないものとします。

第8条(利用料)

1 本サービスの利用料は、事業者が提出した申込書または入力した事業者管理画面に記載された金額をいいます。 2 事業者は、事業者による当社への申込みに基づいて当社が事業者に提示する請求書の記載の通りに利用料を 支払わなければならないものとし、事業者が本契約の成立後申込内容を変更した場合であっても、 利用料は減額または返金されないものとします。なお、利用料の支払いにかかる手数料は、事業者の負担とします。 3 事業者は、本サービス提供期間の途中において本契約が終了した場合(当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。)においても利用料の支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を当社に支払っている場合に は、当社は、いかなる場合であれ事業者に対し利用料の返還義務を負わないものとします。

第9条(再委託)

- 1 当社は、本利用約款に定める当社の業務の全部または一部を、第三者に再委託することができるものとします。
- 2 運営子会社が事業者に対して行った本利用約款に関する意思表示および事実行為は、当社が行ったものとみなします。
- 3事業者が本利用約款に関して運営子会社に対して行った意思表示および事実行為は、すべて当社に対して行われたものとみなします。

第10条(利用約款の変更)

通知しなければならないものとします。

- 1 当社は、事前に事業者に通知することなく、本利用約款(諸規約等を含みます。)の内容変更を行うことができるものとし、変更後の本利用約款は当該変更条件の適用開始日に当該変更条件とおりに当然に変更されるものとします。 2 当社は、本利用約款(諸規約等を除きます。)について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等(以下「変更条件」といいます。)の適用開始日の14日以上前に、事業者に変更条件を告知するものとします。 3 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の告知日より14日以内に書面にて当社にその旨を
- 4 当社が前項の通知を受領した場合は、本条第1項の規定にかかわらず、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。但し、この場合においても、事業者は、第14条に定める利用料の支払義務を免れないものとします。

第11条(損害賠償)

- 1 本利用約款に定める義務に違反することその他事業者による本サービスの利用により当社に損害が発生した場合、事業者は、当社に対し、当社に発生した一切の損害(弁護士費用を含みますが、これに限られません。)を賠償する責任を負うものとします。
- 2 事業者による本サービスの利用に関して、当社と第三者(媒体社、代理店、ユーザー等を含みますが、これらに限られません。)との間で紛争等が生じた場合、事業者は、当社を一切免責するものとし、自らの責任と一切の費用負担において当該紛争等を速やかに解決し、その経過を当社の求めに応じて適時に当社に報告するものとします。万一、当社が当該第三者に対して損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、事業者は、当社に対し、その全額を支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を支払わなければならないものとします。

第12条(当社の免責)

- 1 本サービスの性質上、当社は、事業者に対して、本サービスを利用することによる効果、有用性、適合性、完全性、正確性等について一切の保証しないものとします。なお、事業者は、当社が事業者に対して提供する営業資料等において本サービスを利用することによる効果、有用性、適合性、完全性、正確性等に関する記述をした場合でも、当該記述は当社の予測を述べた記述であり、事業者が本サービスを利用することによる効果、有用性、適合性、こ確性等を何ら保証するものではないことを確認します。
- 2 事業者は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、当社は、当社の故意過失を問わず、次の各号を含むいかなる場合においても、事業者が本サービスを利用したことおよび利用できなかったことから生じる一切の損害につき、なんらの責任も負わないものとします(なお、次の各号はいずれも例示に過ぎません)。
- ① 天災地変その他の不可抗力(当社の責に帰すべき事由によらない回線の障害、サーバダウンその他システムダウン等を含みますが、これらに限られません。)
- ②回線の混雑(プロバイダー等に起因する混雑を含みますが、これに限られません。)
- ③システム環境の変化によるシステムまたは機器の障害
- ④ 本サービスにかかるシステムの瑕疵または本サービスの停止等による本サービス提供の遅延
- ⑤ バナー広告、ランディングページおよび/または事業者情報の反映の遅延・消去による事業者の商機の逸失3 当社は、事業者に対し、バナー広告の配信に関し、第三者の著作権その他一切の権利を侵害していないことのほか、その最新性、適法性、有用性等何らの保証も行わないものとします。

第13条(権利義務譲渡の禁止)

事業者は、本契約上の地位および本契約に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第14条(契約解除)

- 1 当社は、事業者が次の各号の一に該当するときには、事業者に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除し、または、本サービスの提供を一定期間停止することができます。
- ① 本利用約款の規定に違反したとき
- ② 当社の信用を傷つけたとき
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- ④ 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
- ⑤ 営業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
- ⑥ 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- ⑦ 信用に不安が生じたとき
- ⑧ 営業を廃止したとき、または清算に入ったとき
- ⑨ 当社に不利益をもたらしたとき、または不利益をもたらす恐れがある行為をしたとき
- ⑩ 第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者による本サービスの利用が、当社または本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があると当社が判断したとき
- ① 当社の取引基準に照らし不適格であると当社が判断したとき
- ① その他本利用約款に定める事項を遂行できる見込みがなくなったと当社が判断したとき
- 2 前項に定めるほか、当社は、事業者に1か月前に通知することにより、何らの責任を負わず、事業者による 本サービスの利用を一定期間停止し、または、本契約を解除することができるものとします
- 3 前2項の規定により本契約を解除された場合、事業者は、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の 債務を弁済するものとします。

第15条(準拠法・合意管轄)

- 1 本利用約款および諸規約等の解釈および適用は、日本国法に準拠します。
- 2 本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(協議解決)

本利用約款および諸規約等の解釈に疑義が生じた場合、または本利用約款および諸規約等に規定されていない事項については、当社と事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

第17条(反社会的勢力の排除)

- 1 事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、 これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 当暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当 に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 事業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第18条(分離条項)

本利用約款および諸規約等に定めるいずれかの条項が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる条項は、法律が許容する限りで、本来の条項の趣旨を最大限実現するように変更または解釈されるものとし、また、本利用約款および諸規約等のその他の条項の効力には何らの影響を与えないものとします。

附目

2014年11月4日 制定・適用